

藤枝市屋根の耐風改修事業 書類は全て1部

申請者	市
<p>1. 交付申請書（契約前に申請してください。）</p> <p>① 交付申請書（第1号様式） ② 現況写真 ③ 耐風診断の結果報告書の写しまたは 瓦工事業者からの瓦屋根現状調査結果書の写し ④ 改修に要する見積書（写し） ⑤ 付近見取図（原則 1/2500 以上の地図） ⑥ 住宅の屋根概要がわかる図面（配置図・屋根伏図・立面図等） ⑦ 申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書 ⑧ かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士及び屋根診断技士等 であることを証する書面の写し ⑨ 通知連絡先</p>	<p>受理</p>
<p>受領</p>	<p>交付決定通知</p>
<p>契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。）</p>	
<p>2. 変更承認申請書</p> <p>計画の変更、額の変更、事業の中止又は廃止の場合</p> <p>① 変更承認申請書（第5号様式） ② 変更の場合、申請時の書類のうち変更があるもの</p>	<p>受理</p>
<p>3. 中止又は廃止の場合</p> <p>① 計画廃止（中止）届（第7号様式）（理由を記載）</p>	
<p>受領</p>	<p>変更承認通知</p>
<p>事業完了</p>	
<p>3. 実績報告書 事業完了をしてから30日以内かつ2月末まで(期限厳守)</p> <p>① 事業実績報告書（第8号様式） ② 施工箇所毎の施工前、施工中（告示の基準へ適合する施工方法がわかるもの）及び完了時の写真 ③ 領収書等の写し（宛名は申請者としてください）</p>	<p>受理</p>
<p>受領</p>	<p>確定通知</p>
<p>4. 請求書（第10号様式 確定通知書受領後10日以内）</p> <p>通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分）</p>	<p>支払い通知</p>

●よくある質問について

Q 他の補助金と併用は可能ですか？

A 本事業は国費を利用しているため、他の国費を含む事業と併用はできません。
 （こどもみらい住宅支援事業等）

また、市の耐震補強工事と併用して利用する際は、契約を分けて使用することは可能です。